

○おいらせ町町章使用に関する取扱要綱

平成18年3月1日

告示第8号

(趣旨)

第1条 この告示は、おいらせ町町章(以下「町章」という。)がシンボルマークとして効果的に定着し、おいらせ町のイメージ形成に有効に活用されるよう、町以外の者が印刷物等に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(使用上の留意事項)

第2条 町章を使用するときは、次の事項を遵守するものとする。

- (1) おいらせ町が作成した「町章基本デザインシステムマニュアル」に基づくこととし、デザインは、イメージを損なわないよう正しい配置及び指定のカラーで表示すること。
- (2) おいらせ町のイメージを損なう使用はしないこと。
- (3) 承認された用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。

(使用禁止事項)

第3条 次の場合には、町章の使用を禁止する。

- (1) おいらせ町の信用や品位を損ない、又は町章制定の趣旨の妨げとなるおそれのある場合
- (2) 自己の商標及び意匠にするなど、独占的に使用する場合
- (3) 定められた使用方法によって使用しないと認められる場合
- (4) その他著しく不当と認められる場合

(使用申請書等)

第4条 町章を使用する場合は、あらかじめ町章使用申請書(様式第1号)を町長へ提出し、承認を得なければならない。

2 町長は、前項の承認をする場合は、町章使用承認書(様式第2号)により行うものとする。

(その他)

第5条 この告示に定めるもののほか、町章の使用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。